

高第 1101 号
令和 2 年 4 月 8 日

各県立学校長 殿

教 育 長

国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 30 日付け教育長通知において、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることを通知、また、令和 2 年 4 月 2 日付け教育長通知において臨時休業中の登校日について改めて通知したところです。

この度、令和 2 年 4 月 7 日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から協力要請がありました。

については、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、別添写しのとおり同日付で 2 文科初第 57 号文部科学事務次官通知「『II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」が示されましたので併せてお知らせします。

- 1 県立学校について、4 月 6 日からの臨時休業の期間を 5 月 6 日までとする。
- 2 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各設置者に要請する。
- 3 県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない。
ただし、県立高等学校及び県立中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。
なお、個別登校の機会を設ける場合は、集団感染発生のリスクを高める「3 つの条件」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）を避ける取組を徹底するなど、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。
- 4 保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。
- 5 県立特別支援学校においては、特段の事情により自宅で過ごすことができない、幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応する。
- 6 教職員の勤務については、引き続き学校運営に支障がない範囲で在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

また、この方針については、緊急事態措置の実施の必要性等により、変更する場合があり、その際は速やかに通知します。

問合せ先
高校教育課
教育課程指導グループ 小野、横谷
電話 (045) 210-8260 (直通)
特別支援教育課
教育指導グループ 荒井、山田
電話 (045) 210-8276 (直通)
教職員企画課
企画労務グループ 川野辺、齋藤 (和)
電話 (045) 210-8138 (直通)



安総第1013号
令和2年4月7日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について（通知）

このことについて、別添のとおり決定しましたので、法第24条9項に基づく貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遗漏のないようお願いします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室
企画調整グループ 千野（せんの）
電話 (045)210-3465（直通）
ファクシミリ (045)210-8829

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月6日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛

法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 多数の方が利用する施設の利用の制限等

当面は、県民の外出抑制を最優先に取り組むこととし、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、継続を要請する。継続を依頼する業種等の類型は、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、別紙のとおりとする。

施設の利用制限について、学校については、5月6日まで原則として施設の利用を制限し、その他の施設については、外出自粛の効果を確認しながら、クラスターの発生状況などを見極めて実施する。

実施にあたっては、法第24条に基づき、施設の使用制限等の協力要請を行い、その効果を見極めながら、法第45条第2項、3項に基づく要請、指示を順次行い、その旨を公表する。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第 54 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第 55 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集、・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）

- ⑩ 就労者等の子どもを預かる施設(保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園など)
- ⑪ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
 - ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
 - ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮して、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。



2文科初第57号
令和2年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 事 務 次 官

文部科学事務次官
藤 原 誠



(印影印刷)

「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第32条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣から、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われました。

これを受け、「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を、別紙のとおり改訂しました。

緊急事態宣言の対象区域に属する7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に対しては、新たに盛り込んだ「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」が該当することとなります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれましては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○教科書の取扱いに関すること

初等中等教育局 教科書課(内2411)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

○子供の居場所確保に関すること

・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課(2918)

・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課
(内2464)

○幼稚園の預かり保育に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内3136)

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課(内2532)

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課(内3370)

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課(内2939)

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月7日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれとは異なることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれがある状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することになります。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) (抜粋)

IV. 提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種 指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものと考える。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4 脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高いままになっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容を、より強く徹底していただく必要がある）。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。 （下線は文部科学省）

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないよう、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。
(下線は文部科学省)

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- ・ 市町村においても対策本部が設置され³、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めるることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。

② 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- ・ 後述の「2 (2) 登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- ・ 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくことになります。その際には、教職員自身の健康にも配慮し

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

つつ，在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
 - － 保護者が医療従事者である場合
 - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
 - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。

居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。

- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

2. 学習指導に関するこ

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（1）に示すICT等も活用した家庭学習と、（2）及び（3）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

（1）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の

「学び応援サイト」⁴に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようになるとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関するこ

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

4. 心のケア等に関するこ

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関するこ

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
(「感染拡大警戒地域」)



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

公共交通機関を通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業を実施
※適宜登校日を設定するなどの対応も可

臨時休業
実施せず

感染した児童生徒等及び濃厚接觸者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月7日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれとは異なることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、**地域区分の考え方に関する、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』**と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『① 「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれがある状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することになります。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)（抜粋）

IV. 提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種 指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものと考える。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4 脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高いままになっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容を、より強く徹底していただく必要がある）。
- 例えば、自治体首長から以下のようない行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。 （下線は文部科学省）

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないよう、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。
(下線は文部科学省)

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- ・ 市町村においても対策本部が設置され³、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることがあります（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。

② 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- ・ 後述の「2（2）登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- ・ 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくことになります。その際には、教職員自身の健康にも配慮し

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

つつ，在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
 - － 保護者が医療従事者である場合
 - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
 - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。

居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。

- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

2. 学習指導に関するこ

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（1）に示すICT等も活用した家庭学習と、（2）及び（3）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

（1）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の

「学び応援サイト」⁴に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようになるとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関するこ

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、**主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう**、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

4. 心のケア等に関するこ

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関するこ

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
(「感染拡大警戒地域」)



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

公共交通機関を通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業を実施
※適宜登校日を設定するなどの対応も可

臨時休業
実施せず

感染した児童生徒等及び濃厚接觸者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。